

## 第5章「累積投資取引約款」新旧対照表

平成24年4月21日改定（下線部分変更箇所）

新	旧
<p>(果実等の再投資)</p> <p>第5条 累積投資取引に係る投資信託受益証券の収益分配金及び償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様の当該投資信託の自動継続(累積)投資口座に繰り入れてお預りし、その全額をもって、当該投資信託の目論見書に記載する買付時期に、当該投資信託の目論見書に記載するところに従い、同一種類の投資信託受益証券を買付けます。この場合、買付けの手数料は無料といたします。<u>なお、お客様が当該投資信託受益証券の収益分配金及び償還金の再投資を希望せず、受取の意思表示をされ当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>(果実等の再投資)</p> <p>第5条 累積投資取引に係る投資信託受益証券の収益分配金及び償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様の当該投資信託の自動継続(累積)投資口座に繰り入れてお預りし、その全額をもって、当該投資信託の目論見書に記載する買付時期に、当該投資信託の目論見書に記載するところに従い、同一種類の投資信託受益証券を買付けます。<u>なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。</u></p>

以上